政令第九十五号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行に伴い、並びに同法附則第十一条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第十四条）
第二章　経過措置（第十五条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令の廃止）

第一条　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二十一号）は、廃止する。

（土地改良法施行令の一部改正）

第二条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の七の見出し中「農地保有合理化法人」を「農地利用集積円滑化団体（」に、「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）、農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に改める。

第七十七条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十八条第一項第十一号中「第九号」を「第八号」に改める。

（農地法施行令の一部改正）

第三条　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に改める。

（農業近代化資金融通法施行令の一部改正）

第四条　農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第四項」を「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の五第一項」に、「同法第二条第二項」を「同条第二項」に、「就農する」を「同法第十四条の四第二項第三号の措置を行う」に改める。

（司法書士法施行令の一部改正）

第五条　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「農地保有合理化法人（」を「農地利用集積円滑化団体（」に、「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。第七号において同じ。）、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に、「第八号」を「第七号」に、「第十五号」を「第八号及び第十五号」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業　農地中間管理機構

（土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第六条　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「農地保有合理化法人（」を「農地利用集積円滑化団体（」に、「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。第七号において同じ。）、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に、「第八号」を「第七号」に、「第十五号」を「第八号及び第十五号」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業　農地中間管理機構

（農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正）

第七条　農業経営基盤強化促進法施行令（昭和五十五年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第三十四条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同条を第十二条とする。

第八条中「第三十三条第二項」を「第二十九条第二項」に、「行い」を「行い、」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第二号中「農用地利用規程に」を「当該農用地利用規程に」に改め、同条を第十条とし、第六条を第九条とし、第五条を第八条とし、第四条を第七条とする。

第三条中「場合で」を「場合であつて、」に改め、同条を第六条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（融資機関）

第三条　法第十四条の六第一項第二号の政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用協同組合及び農林中央金庫とする。

（政府が行う利子補給に係る利子補給契約の締結）

第四条　株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、政府と法第十四条の九第一項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣（沖縄振興開発金融公庫にあつては、内閣総理大臣。以下この条において同じ。）の定めるところにより、当該利子補給契約に係る法第十四条の六第一項各号の貸付けの貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

附則第三項を次のように改める。

3　第四条の規定は、政府が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫と法附則第八項に規定する利子補給契約を結ぶ場合について準用する。この場合において、同条中「第十四条の六第一項各号」とあるのは、「附則第八項」と読み替えるものとする。

附則に次の二項を加える。

4　法附則第十三項及び第十五項の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

二　その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

5　法附則第十三項の政令で定める日は、平成二十七年三月三十一日とする。

別表第一中「第三条関係」を「第六条関係」に、「併せて」を「、併せて」に改める。

別表第二中「第九条関係」を「第十二条関係」に、「第四条第二項第二号」を「第七条第二号」に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に改める。

（農住組合法施行令の一部改正）

第八条　農住組合法施行令（昭和五十六年政令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第五条の表第百一条第二項、第百二条第二項及び第四項並びに第百十八条第三項の項中欄中「省令」を「農林水産省令」に改め、同表第百八条第一項の項中「、農地保有合理化法人」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「、農地中間管理機構」を加える。

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正）

第九条　独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号ニ中「第三十条第三項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「農業委員会の指導」を「利用意向調査」に改める。

（郵政民営化法施行令の一部改正）

第十条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号を次のように改める。

十六　削除